

用途地域の変遷（単位：ヘクタール）

4用途（昭和29年11月18日～）

種類	告示番号	建設省告示 第1528号	建設省告示 第3302号	建設省告示 第683号	建設省告示 第2360号	建設省告示 第1843号	愛知県告示 第122号
	告示年月日	昭和29年11月18日	昭和39年12月7日	昭和41年3月16日	昭和42年8月12日	昭和44年5月9日	昭和46年2月15日
	種別	決定	変更	変更	変更	変更	変更
住居地域		394	921	1,063	1,291	1,207	1,585
商業地域		61	98	102	102	102	102
準工業地域		149	102	102	182	182	149
工業地域		188	1,153	919	757	629	404
計		792	2,274	2,186	2,332	2,120	2,240
備考			北部、南部地区を工業地域として追加し、区画整理事業施行地区を住居地域に拡張する。	国鉄東刈谷駅新設により、土地利用計画を再検討し変更する。	南部地区において、住宅による市街化傾向があり、土地利用を再検討し追加変更する。	土地改良事業施行に伴い、土地利用計画を再検討し変更する。	市街化区域の決定に伴う用途地域の変更及び市街化区域内の合理的な土地利用を図るため、地域地区の指定並びに市街化調整区域内の変更削除を行う。

8用途（昭和47年11月29日～）

種類	告示番号	愛知県告示 第976号	愛知県告示 第963号	愛知県告示 第1311号	愛知県告示 第149号	愛知県告示 第433号	愛知県告示 第663号	愛知県告示 第151号
	告示年月日	昭和47年11月29日	昭和53年9月1日	昭和54年12月21日	昭和59年2月22日	昭和60年4月15日	昭和63年7月25日	平成3年2月27日
	種別	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更
第一種住居専用地域	85	85	85	113	112	101	101	
第二種住居専用地域	636	637	620	620	642	642	642	
住居地域	868	865	905	906	884	895	910	
近隣商業地域	44	44	49	49	49	49	49	
商業地域	73	73	78	78	78	78	78	
準工業地域	203	203	179	179	179	179	179	
工業地域	297	308	299	333	334	334	334	
工業専用地域	34	51	51	51	51	51	51	
計	2,240	2,266	2,266	2,329	2,329	2,329	2,344	
備考	都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、新用途地域に指定替えをする。	線引き見直しに伴い用途地域を変更する。	用途地域の指定方針の改正及び土地利用変化に対し、良好な生活環境のを有する健全な市街地形成のため。	線引き見直しに伴い用途地域を変更する。	都市環境の保全と向上及び土地利用変化への対応。	土地利用変化への対応に伴い用途地域を変更する。	線引き見直しに伴い用途地域を変更する。	

1 2用途（平成8年2月2日～）

種類	告示番号	愛知県告示 第76号	愛知県告示 第864号	愛知県告示 第195号	愛知県告示 第923号	愛知県告示 第326号	愛知県告示 第189号	愛知県告示 第153号	愛知県告示 第758号
	告示年月日	平成8年2月2日	平成12年10月31日	平成14年3月15日	平成14年12月27日	平成15年4月4日	平成16年3月9日	平成18年2月28日	平成22年12月24日
	種別	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更	変更
第一種低層住居専用地域	101	101	101	101	101	101	101	101	101
第一種中高層住居専用地域	580	580	580	580	580	580	580	580	571
第二種中高層住居専用地域	56	56	56	56	56	56	56	56	56
第一種住居地域	729	729	729	729	729	729	727	727	727
第二種住居地域	141	141	141	141	141	141	141	141	141
近隣商業地域	98	98	98	98	98	98	100	100	100
商業地域	79	79	79	79	79	83	83	83	83
準工業地域	175	175	175	175	175	171	171	171	171
工業地域	334	334	334	334	334	334	334	334	346
工業専用地域	51	51	51	51	51	51	51	51	51
計	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344	2,347
備考	都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、新用途地域に指定替えをする。	線引き見直しに伴い用途地域を変更する。	土地利用変化への対応に伴い用途地域を変更する。	建築基準法の一部を改正する法律により改正された都市計画法に基づき一部の用途地域について適切な建蔽率を定めるため変更する。	市街地再開発事業の決定に伴い土地利用計画を再検討し変更する。	土地利用計画及び都市施設整備状況に伴い、適切な用途地域に変更する。	土地利用計画及び都市施設整備状況に伴い、適切な用途地域に変更する。	線引き見直しに伴い用途地域を変更する。	

1 2 用途（平成25年3月27日～）

種類	告示番号	刈谷市告示 第19号	刈谷市告示 第70号						
	告示年月日	平成25年3月27日	令和4年12月26日						
	種別	変更	変更						
第一種低層住居専用地域	101	101							
第一種中高層住居専用地域	571	571							
第二種中高層住居専用地域	56	56							
第一種住居地域	727	725							
第二種住居地域	141	141							
近隣商業地域	98	98							
商業地域	85	85							
準工業地域	171	171							
工業地域	346	348							
工業専用地域	51	51							
計	2,347	2,347							
備考	快適で魅力とにぎわいのある駅前空間の形成を図るため、用途地域を近隣商業地域から商業地域に変更する。		良好な操業環境の確保と産業基盤の確立を図るため、魅力とにぎわいある市街地の形成を図るため用途地域を変更する。						